

公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務【ゲート設備】に関する協定」について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請してください。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度(災害協定等の有無)」の項目を設定している場合、加算評価されます。

また、当該協定に基づき災害応急復旧業務(防災訓練を除く)を行うと「地域貢献度(災害協定に基づく活動実績の有無)」の項目を設定している場合に加算評価されます。

令和5年10月26日
国土交通省関東地方整備局
下館河川事務所長
海津 義和

記

1. 協定の目的

下館河川事務所の管理する河川管理施設等において発生した災害の応急復旧について、これに必要な資機材、労力等の確保及び動員の方法を定め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

2. 協定の内容

- (1) 協定書(案) 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙 下館河川事務所直轄管理区間
- (3) 協定内容 本協定で想定している作業は、河川用ゲート設備の応急復旧作業とする
- (4) 協定区分 ゲート設備

3. 申請書類

- (1) 申請書 様式-1
- (2) 調査票 様式-2

※調査票は令和5年10月26日現在で作成する。

4. 申請者の条件

次に掲げる条件をすべて満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。

①関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち機械設備工事に認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)。

②令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の

A、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年3月31日付官報)に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。
- (8) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で隨時加入する方式と直前1年間の完工工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法があるが、請負契約の条件となる保険は、いずれかの方式であっても差し支えない。

ただし、管内事務所が施工業者等と災害協定を締結する時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることは条件としない。

5. 申請資料の審査項目及び審査基準について

- ・申請書(様式－1)
- ・下記における審査項目について審査を行います。

審査項目	審査基準	欠格要件
施工実績 (様式－2)	<p>【協定区分:ゲート設備】</p> <p>①平成20年4月1日以降に、元請として完成又は完了し、引渡しが完了した下記のいずれかの要件を満たす同種工事(業務)の施工(履行)実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ゲート設備(河川用又はダム用)の点検整備業務・ゲート設備(河川用又はダム用)の新設工事又は修繕工事 <p>②施工実績として記載した工事又は業務にCORINS番号がない場合、又はCORINSの登録内容において上記①の実績であることが確認できない場合は契約書等の写しを提出すること。(工事又は業務名、契約金額、工期、発注者、請負者、業務内容及び対象設備の確認できる部分のみでよい。)</p>	施工実績 が無い場合

協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能技術者の資格又は実務経験等(様式-2)	<p>【協定区分:ゲート設備】</p> <p>下記資格等を1つ以上有している派遣可能技術者をすべて記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士(建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設一鋼構造及びコンクリート」とするものに限る))。 ・1級又は2級土木施工管理技士 ・1級又は2級建設機械施工技士 ・1級建築士 ・建設業法第7条第2号イ、ロで定める者 イにあっては、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学又は機械工学に関する学科を修めた者)。 ・平成20年4月1日以降に、元請として完成又は完了し、引渡しが完了した下記のいずれかの要件を満たす工事(業務)の施工(履行)への従事経験を有すること。 ・ゲート設備(河川用又はダム用)の点検整備業務 ・ゲート設備(河川用又はダム用)の新設工事又は修繕工事 	派遣できる有資格者がいない場合
協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の人数(様式-2)	<p>【協定区分:ゲート設備】</p> <p>派遣可能作業員の人数を記載すること。 なお、協力会社の人数を含めても良い。</p> <p>※1</p>	作業員を派遣できない場合
当該工種における過去2年間の工事成績評定点の平均点 ※2	関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事の当該工種における令和3年4月1日から令和5年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	平均点が60点未満の場合

※1 作業員の配備に関して、自社社員であることを証する書面の写し、又は協力会社との協定又は契約等の写しを添付して下さい。

※2 競争参加資格が「機械設備工事」で申請した場合。
(「役務の提供等」で申請した場合は対象外)

6. 協定期間

協定期間: 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

※協定締結日は令和6年4月1日(月)とする。

7. 申請書の交付及び提出

(1) 申請書等の交付

1) 下館河川事務所のホームページにて交付する。

HPアドレス : <http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/>

2) 交付期間 : 令和5年10月26日(木)～令和5年11月27日(月)

8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

3) 上記1)による交付方法で入手ができない場合は、記録媒体(CD-R等)を下記
(5)問い合わせ先に持参することにより電子データを交付する。なお、この場合は、事前に下記(5)問い合わせ先にその旨、連絡するものとする。

この場合の交付期間についても上記2)と同様とする。

(2) 提出方法

提出方法は、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る(下記(4)提出期間内に必着)。また、持参による場合は下記(4)の受付時間内に限る。なお、FAX、電子メール等によるものは、受け付けない。

(3) 提出部数

1部(袋とじ、割印)、紙によるもの

(4) 提出期間および受付時間

令和5年10月26日(木)～令和5年11月27日(月)

8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)必着

(5) 提出場所及び問い合わせ先

〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753番地

国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所 管理課

TEL 0296-25-2169(直通)

8. 申請書作成等に対する質問

(1) 問い合わせの方法

質問書類の様式は任意とし、書類を持参、郵送(書留に限る)、又はFAXにより提出すること。

(2) 提出期間および受付時間

令和5年10月26日(木)～令和5年11月20日(月)

8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)必着

(3) 回答期間及び回答方法

1)回答方法:下館河川事務所ホームページ及び各閲覧場所・掲示板にて回答する

2)回答予定日:令和5年11月22日(水)

※閲覧等は、8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

(4) 提出場所及び問い合わせ先

〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753番地

国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所 管理課

TEL 0296-25-2169(直通)

FAX 0296-25-2170(直通)

9. 選定結果の通知等

(1) 申請書を審査の上、選定結果を申請者に郵送による書面にて通知する。なお、通知日は令和5年12月11日(月)を予定している。

10. 締結できない者に対する理由の説明等

(1) 上記9.において災害協定の締結ができないものとして通知を受けた者は、下館河川事務所長に対して締結できない理由について、書面(任意様式)により説明を求めることができる。

(2) 提出方法 : 持參及び郵送(書留に限る。)

※FAXによるものは受け付けない。

(3) 提出期限 : 令和5年12月11日(月)～令和5年12月14日(木)

8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)必着

(4) 提出場所及び問い合わせ先

上記8. (4)と同様

(5) 回答期限及び回答方法

令和5年12月19日(火)までに書面により回答する。

11. 災害協定の締結等

- (1) 上記9.において災害協定を締結できる者として選定結果の通知を受けた者は、選定結果の通知に添付されている協定書2通に押印し、その内の1通と別添の調査票を作成し、合わせて返送するものとする。
- (2) 提出期限：令和5年12月11日(月)～令和5年12月25日(月)
8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)必着
- (3) 提出場所及び問い合わせ先
上記8. (4)と同様

12. その他

- (1) 調査票作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 本公示、協定書(案)、協定区間、申請書および調査票等の印刷物の請求には応じない。
- (3) 提出する申請書、調査票は、当目的以外には使用することはない。
- (4) 提出された申請書、調査票は返却しない。なお、差し替え・再提出は認めない。
- (5) 本公示、協定書(案)、協定区間、申請書および調査票については、下記に示す当事務所のホームページよりダウンロードしてください。

◆下館河川事務所ホームページアドレス <http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/>

◆掲示・閲覧場所、期間および閲覧時間

【掲示・閲覧場所】

- ・国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 閲覧コーナー掲示板及び各出張所 掲示板
 - 下館河川事務所 (茨城県筑西市二木成 1753)
 - 鎌庭出張所 (茨城県常総市新石下 1302)
 - 伊讚出張所 (茨城県筑西市女方 173)
 - 石井出張所 (栃木県宇都宮市石井町 2347)
 - 氏家出張所 (栃木県さくら市大字大中 323-2)
 - 藤代出張所 (茨城県取手市小浮気 144-1)
 - 水海道出張所 (茨城県常総市水海道橋本町 3526-1)
 - 黒子出張所 (茨城県筑西市大字井上 890-6)
 - 真岡出張所 (栃木県真岡市田町 1518)

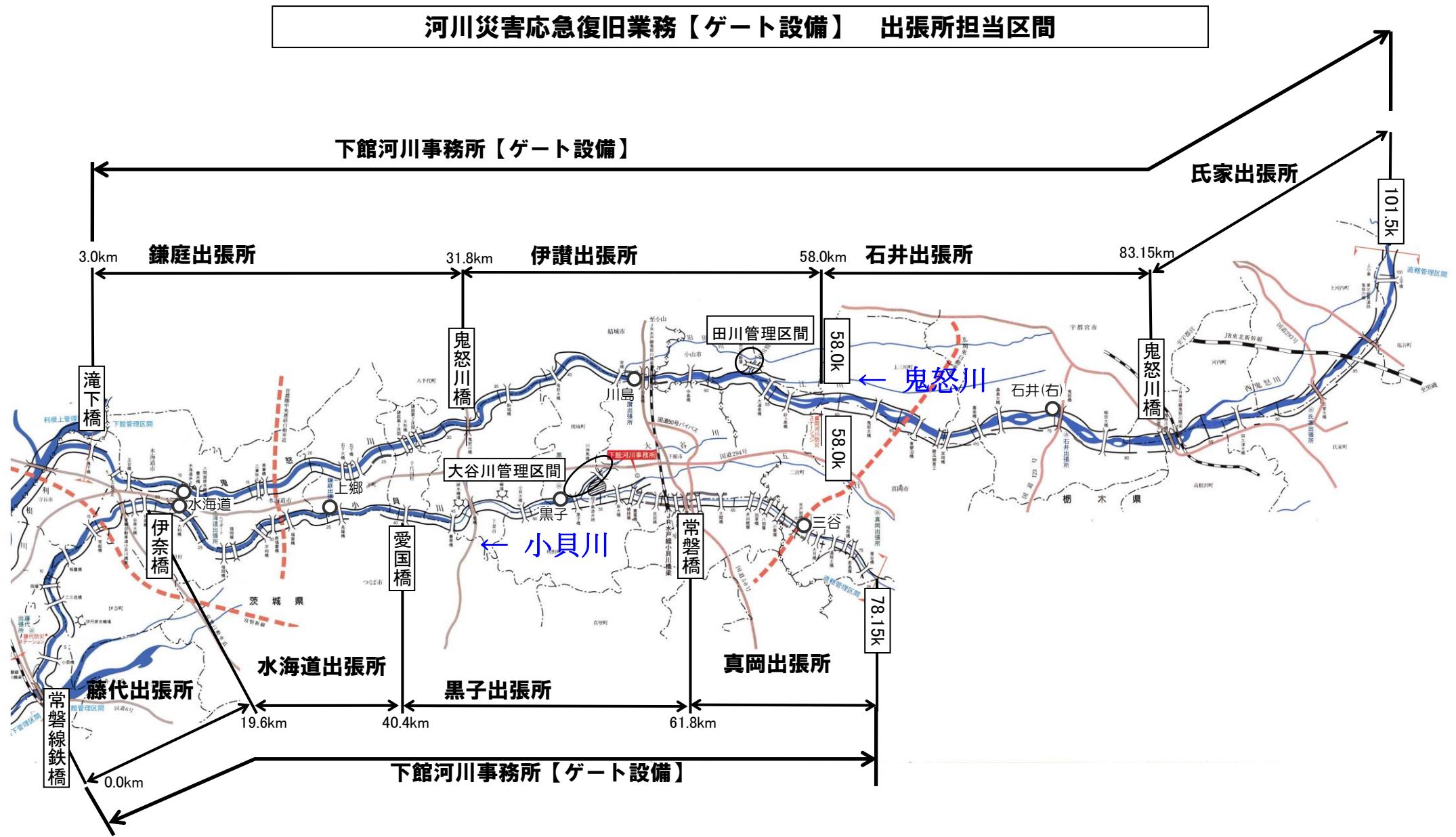
【閲覧期間および時間】

・掲示・閲覧場所とも下記のとおり

令和5年10月26日(木)～令和5年12月20日(水)
8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

以上

別紙 下館河川事務所直轄管理区間



申請書、調査票の提出にあたって

1. 提出部数は1部、袋とじ、割印
2. 下記、全ての書類を綴じ込んで下さい。

編纂順序 様式－1

　　様式－2

　　様式－2の添付書類（契約書等の写し、CORINS・資格書等の写し）

3. 提出書類は、様式－1を1ページとした通し番号を付するとともに全ページ数を表示すること（ページの例：P1／○～P○／○）。

様式－1

(用紙は A4 とする)

協定参加申請書

令和 年 月 日

国土交通省 関東地方整備局
下館河川事務所長
○○○○ 様

住所 〒

代表者

印

「災害時における河川災害応急復旧業務【ゲート設備】に関する協定」に参加したく申請いたします。

担当者:

部署:

電話番号:

内線

FAX番号:

メールアドレス:

河川災害応急復旧業務に関する調査票

会社名 _____

1. 協定区分

		記入欄(例)	
協定区分		主な装置名及び協定内容	対応可
ゲート設備		(水門、樋門、樋管、堰)における扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備、管理橋等の応急復旧作業が行えること ※上記装置のいずれかでも可とする。	<input type="radio"/> (例:ただし、油圧ゲートは除く)

注1) 申請する協定区分について、○をつけてください。

注2) 協定区分において、一部の装置の場合は、対応可能な装置名が分かるように記入してください。

2. 施工実績

工事(業務)名	工期	発注機関
〇〇ゲート設備工事 (CORINS 番号:)	〇〇～〇〇	〇〇整備局〇〇事務所

注1) 工事の場合は CORINS 番号を記入してください。業務の場合は、施工内容が分かる契約書等(仕様書・契約書)を添付してください。

3. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能技術者の資格又は実務経験等

①協定区分(ゲート設備) ○人

1	氏名	〇〇 〇〇	資格	〇級土木施工管理技士
			実務経験	〇〇ゲート設備修繕工事 CORINS 番号:〇〇〇〇
2	氏名	〇〇 〇〇	資格	
			実務経験	

注1) 派遣可能な技術者の総数を記入してください。

注2) 資格又は実務経験を記入すること。資格については資格証の写し、実務経験については経験した内容が分かる契約書等を添付して下さい。

4. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の人数

派遣可能作業員の人数	ゲート設備	
	自社	○ 人
協力会社		○ 人

注) 協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書(書式自由・了解印必須)を添付して下さい。

(案)
災害時における河川災害応急復旧業務
【ゲート設備】に関する協定書

国土交通省関東地方整備局下館河川事務所長 海津 義和（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、風水害・地震・河川水質事故・大規模火災等で発生した災害時（以下「災害」という。）における河川応急復旧業務【ゲート設備】（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は下館河川事務所（以下「事務所」という。）が管理する河川施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（協定の適用区分）

第2条 協定が適用される区分は、【ゲート設備】に関する応急復旧作業とする。

（業務の実施区間）

第3条 業務の実施区間は、別紙の事務所直轄管理区間の全区間とする。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は、甲または担当する第3条に定める区間を担当とする事務所職員等（以下「職員等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の実施体制）

第5条 甲は、河川に災害が発生し必要と認めるときは、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに被災状況を把握し、書面又は電話等の方法により職員等に報告し、甲又は職員等の指示による当該被害の応急復旧業務を実施するものとする。
3. 乙は、要請を受け業務を実施する場合、速やかに現場責任者を定め、書面又は電話等の方法により職員等に報告するものとする。

（業務の完了）

第6条 第5条第3項で定めた現場責任者は業務を完了したとき電話等の方法により、直ちに職員等へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに職員等に報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は第5条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関しそれぞれからの要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間に出動を要請する場合は、甲乙協議して実施するものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第13条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を精査し、第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に期さない理由により第三者に損害をおよぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第15条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していかなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請を問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で隨時加入する方式または直前1年間の完工工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(有効期間及び効力)

第16条 この協定の有効期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、乙が取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等が有った場合、甲は書面による通告をもって協定解除を行うことができるものとする。

2. 乙が関東地方整備局長から「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）」に基づく指名停止期間中は、当該協定を適用しない。

ただし、予め関東地方整備局長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(研修等への参加)

第17条 甲が業務遂行上必要と認められる訓練・研修等に関し、乙の参加を要請することができるものとする。

2. 乙は、災害対策用機械の運搬・展開補助を円滑に行うために甲が実施する操作訓練に参加しなければならない。

(協定の解除)

第18条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第19条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲

乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第20条 この協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和6年 4月 1日

甲 国土交通省 関東地方整備局
下館河川事務所長 海津 義和

乙 住 所
氏 名

別紙 下館河川事務所直轄管理区間

